

「(仮称)旭川市工場立地法準則条例(素案)」に対して寄せられた御意見と旭川市の考え方

○募集期間:令和6年12月15日(日)から令和7年1月22日(水)

○提出された意見等の件数～個人:2人(2件), 団体:0団体(0件)

※御意見につきましては, 原則として原文のとおりとしておりますが, 読みやすくするため, 適宜, 表記や送り仮名の修正等を行っています。

また, 個人情報や個別の事案に関する表現については, 削除しております。

No.	寄せられた御意見	旭川市の考え方
1	「緑地」とは, 芝生, 樹木, 花壇等で緑化した土地や建物屋上等が設けられている。「環境施設」…緑地の他, 噴水, 広場, 運動場, 太陽光パネル等が設けられている。「重複緑地」…屋上庭園, 壁面緑化, 緑化駐車場等が設けられている。道内では20自治体(芦別市, 網走市, 恵庭市, 江別市, 釧路市, 千歳市, 名寄市, 函館市, 北斗市, 室蘭市, 紋別市, 滝川市, 富良野市, 深川市, 東川町, 音更町, 白糠町, 広尾町, 芽室町, 湧別町)が緑地面積等の緩和を行う準則条例を制定している。 (その他)旭川市内近郊とも工業団地を建設して欲しい。	・御意見の内容については, 今後の取組検討の参考とさせていただきます。
2	業種とは, 製造業, 電気・ガス・熱供給業(水力・地熱・太陽光発電所は除く)を示している。規模とは, 敷地面積9, 000㎡以上又は建築面積3, 000㎡以上と定めている。更に特定工場の緑地面積の合計は約35haであり, 市全体の面積の0. 05%となるため, 今回の条例制定による影響は極めて限定的なものとなる。 (その他)旭川市内近郊とも工業団地を建設して欲しい。富良野市内の工業団地を建設して欲しい。	・御意見の内容については, 今後の取組検討の参考とさせていただきます。